

装事艦第3 5 5号
27. 10. 1
一部改正 装事艦第13656号
30. 10. 11
一部改正 装事艦第5406号
令和2年4月2日

調達管理部長
殿
各地方防衛局長

防衛装備庁調達事業部長
(公印省略)

艦船搭載用として納入する契約物品の契約不適合に関する特殊条
項について（通知）

契約物品の契約不適合に係る修補（良品との取替え及び数量の不足の場合にお
ける数量の追加を含む。）若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、該当す
る基本契約条項の規定にかかわらず、当該契約物品を納入した日から3年内に発
しなければならない。ただし、乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場
合には、当該契約不適合が発見された日から1年内とする。

※この特殊条項は、艦船についてのみ「搭載用として納入する契約物品の契約不
適合に関する特殊条項」では支障のある場合に限り適用する。

注 適用する場合には、※印以下は記載しないこと。